

【資料 6】
子ども家庭福祉の認定資格取得者に求められる
専門性等について

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室

子ども家庭福祉の認定資格について

子ども家庭福祉の新たな認定資格については、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）」において以下のように定義されている。

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第十三条（略）

②（略）

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの

二～九（略）

④～⑩（略）

子ども家庭福祉分野における相談、指導等について②

新たな認定資格取得者が勤務する先として主に想定される施設等について、具体的な役割や職員の業務内容は以下のとおり。

	主な職務内容
児童相談所	<ul style="list-style-type: none">子ども、保護者等から<u>子どもの福祉に関する相談</u>に応じ、必要な調査等を実施した上で、必要な支援や指導等を行う。必要に応じ、一時保護や入所措置等を実施する。<u>子ども、保護者等の関係調整</u>（家族療法など）を行う。
市区町村 （子ども家庭総合 支援拠点）（※）	<ul style="list-style-type: none">子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、<u>子どもやその家庭に対する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応</u>や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う。
児童福祉施設 （児童養護施設、 乳児院等）	<ul style="list-style-type: none"><u>被虐待児童等を養護し、また退所した者に対する相談等の自立のための援助</u>を行う。 （児童福祉法第41条）

（※） 令和6年4月から施行する児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）においては、市区町村において①子ども家庭総合支援拠点及び母子健康包括支援センターにおける、児童やその保護者等への相談支援等を一体的に行う「こども家庭センター」の設置や②児童やその保護者等が気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関である「地域子育て相談機関」の整備に努めることが定められており、これらの機関においても新たな認定資格の取得者に勤務いただくことを想定。

児童相談所の業務について

通告・相談 (受付)	受理	調査	各種診断	判定・援助方針 の決定	援助の実行 (対応)
<ul style="list-style-type: none"> ○受付票の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・全てのケースにつき作成 ・ケースの住所、状態等必要な情報の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○受理会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・調査及び診断の方針、安全確認の時期や方法等の検討 ・所長、各部門の長、担当者、受付相談員等により組織的に判断 ・ケースの緊急性の評価 ・調査等の方針決定、必要な指示 ○児童記録票の作成(ぎょうたいの場合個々に作成) 	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・原則48時間以内の安全確認の実施(子ども本人を直接目視により確認) ○必要に応じた出頭要求、立入調査、臨検・捜索の実施 ○調査は、保護者・子どもとの面接、関係者との面接、観察、生活環境調査、照会、委嘱などによる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども本人、虐待者、家庭環境等を評価 <ul style="list-style-type: none"> ・社会診断 ・心理診断 ・医学診断 ・行動診断 ・その他の診断 	<ul style="list-style-type: none"> ○判定会議において各種診断を基にケースの総合的判定 ○援助方針会議において援助方針の決定(28条の申請を含む) ○援助指針の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への指導 <ul style="list-style-type: none"> ・助言指導 ・継続指導 ・児童福祉司指導 ・児童委員指導 ・児童家庭支援センター等への指導委託等 ○施設入所措置 ○里親委託 ○面会・通信の制限 ○接近禁止命令
<p>児童の一時保護 (必要な場面で実施)</p>					
<p>市町村(要保護児童対策地域協議会)との連携、役割分担による対応</p>					

市区町村（子ども家庭総合支援拠点）の業務について

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第10条の2 市区町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、**児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。**

○市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について

（平成29年3月31日付 雇児発0331第49号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抄）

1. 趣旨・目的

市区町村は、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、**子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。**このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。

4. 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、**すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般**を行う。また、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、**妊娠期（胎児期）から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援**に努める。さらに、（中略）**要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務**について強化を図る。

児童福祉施設の業務について

3. 児童養護施設の役割と理念

《運営指針の記述》

- ・ 児童養護施設は、児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。
- ・ また、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。
- ・ 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行う。
- ・ 生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行う。
- ・ 学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う。
- ・ 職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行う。
- ・ 家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行う。

※「児童養護施設運営ハンドブック」（平成26年3月）（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課）より抜粋

子ども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性について（案）

- 子ども家庭福祉の新たな認定資格は、
 - ・ 子どもの一時保護等の迅速性・適切性等が求められる児童相談所における業務の他、
 - ・ 市区町村（子ども家庭総合支援拠点等）や児童福祉施設等における相談援助業務等に適切に対応することができる能力を有すると客観的に認められる者が取得するもの。
- この点を踏まえれば、資格取得者に求められる専門性としては、主に以下1.～3.のようなものが考えられるのではないかと。
- なお、新たな認定資格の取得にあたり、子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験4年を求めていることを踏まえれば、資格取得者に求められる専門性の程度としては、相談援助業務を行う現場職員が初歩的に習得する内容と、解決困難事例への対応や指導的役割を担う職員が習得する内容の中間程度（児童福祉司について言えば、児童福祉司任用後研修と児童福祉司スーパーバイザー研修の中間程度）のものを想定してはどうか。

1. 子育て家庭等に対する適切なソーシャルワークを行う能力

- 子どもや保護者等に対して相談援助等を行うに当たっては、対象者の状態等の十分な理解やコミュニケーション能力に加え、状況に応じて介入的な対応も行うことができる能力が求められる。
- このため、人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念や、面接とニーズ把握等の基礎的な能力に加え、迅速かつ適切な子どもの安全確保を目的とした介入的ソーシャルワークのノウハウを有することが客観的に担保されるようなものとする。

2. 子どもの発達等に対する理解

- 子どもに関する様々な相談援助等を行うに当たっては、年齢や障害・疾病等を考慮した、子どもが育つうえで必要な基本的なニーズについての適切な理解が求められる。
- このため、子どもの発達等に関して適切に理解していることが客観的に担保されるようなものとする。

3. 支援に際して必要な関連制度等に関する理解

- 子どもや保護者等に対して相談援助等を行うに当たっては、一時保護等の措置の実施や子育て支援策の提供を念頭に対応する必要があることに加え、障害福祉・貧困・保健医療といった関連分野との適切で効果的な連携や協働等を行うことが求められる。
- このため、児童福祉制度や関連する福祉制度等に関して、相談援助等に求められる実践的な運用と理解が客観的に担保されるようなものとする。